

現場代理人の兼務に関する取扱いについて

光市が発注する建設工事について、平成31年4月1日から一定要件を満たす場合は、現場代理人の兼務を認めることとし、取扱いを下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1 現場代理人の資格要件

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者ではないこと。
(ただし、4の営業所の専任技術者が現場代理人を兼務する場合を除く。)

2 常駐を要しない期間

発注者と常に連絡が取れる体制が確保でき、次のいずれかの期間に該当する場合とします。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工事製作を含む工事であって、工事製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 現場代理人の兼務を認める工事の要件

(1) 個別要件

- ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所(50m以内の区域)で施工する場合
- イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
- ウ 以下の要件をいずれも満たす場合
 - (ア) 兼務する工事が2件以内で、いずれも工事現場が光市内であること。
 - (イ) それぞれの契約金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。

(2) 共通要件

- ア 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。

- イ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保すること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
- ウ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- エ 設計図書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

4 営業所専任技術者の現場代理人の兼務について

以下の要件をすべて満たす場合は、1件兼務することができます。

- (1) 営業所の専任技術者が、営業所専任技術者の専任する営業所（以下「当該営業所」という。）との間で、常時連絡が取れる体制にあり、工事現場を管理する上で支障のないこと。
- (2) 当該営業所が光市内にあること。
- (3) 工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。
- (4) 工事が光市発注の工事であり、かつ他の工事の現場代理人、主任技術者及び監理技術者等でないこと。
- (5) 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
- (6) 当該営業所又は工事現場いずれかに常駐すること。

5 申請の流れ（別紙手続きフロー参照）

現場代理人の兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取扱うものとします。

6 その他

- (1) 3（1）で兼務する場合、複数の工事契約を1件の契約とみなします。
- (2) 平成30年8月31日から適用している特例措置は被災した箇所の早期復旧を目的としているため、平成31年度も引き続き、災害復旧工事を含む場合は3件まで兼務を認めることとします。